

はじめに



魚津市では、平成23年9月に魚津市自治基本条例を公布・施行しました。

この条例は、本市が目指すべき自治の方向性や、自治運営を行う上での基本的な考え方など自治の基本となるルールや仕組みを定めた条例で、市民自治の確立を図ることを目的としています。

地方分権の進展により、これまでは行政だけが公共サービスを提供することによって、まちづくりを進めてきましたが、今後は、市民及び多様な主体が対等な立場で協力・連携しながら新しい公共サービスを提供していくことが求められています。自分たちの地域のことは自分たちで考え、決定し、行動するという自治本来の姿を実現していく時代となっています。

本市においては、これまでも地域における活動や、各種審議会への公募委員の登用、パブリックコメントの実施など、市民参加によるまちづくりを進めてきました。

平成23年度からスタートした第4次魚津市総合計画では、まちづくりの基本理念を「ふるさとを活かし、誰もが主役のまちづくり」とし、市民自治を確立するためには、市政への市民参画や協働によるまちづくりを推進することが、不可欠としております。

また、魚津市自治基本条例では「参画と協働を原則とする市民自治の推進」を掲げており、その目的を達成するため、本指針では、市民、市民活動団体、事業者と市が、参画協働を推進するにあたり、参画協働に係る考え方や協働を実施する上での方策など、それぞれの主体が共通の認識を持ち連携していくために、必要な基本事項についてまとめました。

この指針に基づき、一人ひとりの人権を尊重し責任を分かち合いながら、市民と市が情報を共有し、市民参画と協働による取り組みを通して、市民が主体となった自治の実現につなげてまいります。

平成26年3月

魚津市長 澤崎 義敬

魚津市市民参画・協働指針

目 次

1. 指針策定の目的	
(1) なぜ、今、「参画・協働」なのか	1
(2) 指針の位置づけ	3
(3) 指針の目指すもの	3
2. 参画とは	
(1) 参画の定義	4
(2) 参画の方法	4
3. 協働とは	
(1) 協働の定義	5
(2) 協働の主体	7
(3) 協働の方法	9
4. 協働の推進にあたって	
(1) 協働を推進する上での基本的な考え方	10
(2) 協働にふさわしい事業の例	10
(3) 協働の意義	11
(4) 協働の原則	11
5. 魚津市における市民参画と協働についての現状と課題	
(1) 市民等の現状と課題	12
(2) 市の現状と課題	12

6. 市民参画と協働のまちづくりを推進するための施策

(1) 市民の自治意識の醸成	13
(2) 市の役割と職員の意識の向上	14
(3) 協働を進めるための人づくり	14
(4) 協働を進めるための環境整備	15
(5) 協働のためのルールづくり	16
(6) 指針の見直し	16

7. 市民参画と協働のまちづくりへの具体的な取り組み

(1) 地域振興会組織の確立と地域コミュニティの推進	18
(2) 市民の協働への意識醸成と地域における人材育成	22
(3) 職員の意識の向上	23
(4) 市民の市政への参画機会の拡充と推進	24
(5) 地域特性事業の実施	25
(6) 市民公募型提案事業の実施	26
(7) 情報共有化のための各種メディアの活用による情報発信	27
(8) 参画と協働のまちづくり推進会議と庁内推進体制	28

資料編

魚津市市民参画・協働指針の策定までの経過	29
すでに始まっている「市民協働」(地域特性事業から)	31

1. 指針策定の目的

(1) なぜ、今、「参画・協働」なのか



^{*1}少子高齢化の進行に伴う子育てや介護の問題、^{*2}犯罪や自然災害への不安、^{*3}複雑化する環境問題など、さまざまな地域の課題が生じ大きく変化しています。

さらに、市民一人ひとりの豊かさの概念や価値観が変化していることから、市民ニーズが多様化・高度化し、求められる公共サービスの範囲は、これまでより拡大しています。

また、地方分権が進展し、地方に自主性・自立性が求められる中で、住みよい魅力あるまちを築いていくためには、市民主体によるまちづくりを実現していかなければなりません。

今、拡大する公共サービスをどのように支え、市民主体のまちづくりをどのように実現していくかが大変重要な課題となっています。

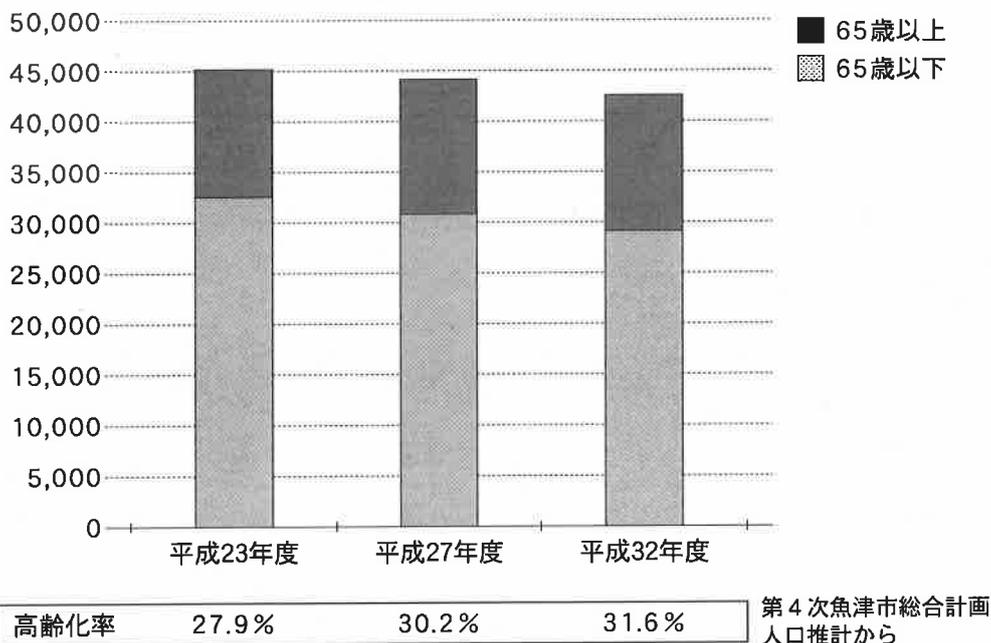
これまで、公共サービスは行政が担うものという考え方で行われてきました。しかし、限られた資源のもとで、すべてを行政だけで対応することが困難になってきました。一方で、地域が抱える課題を意欲的に解決しようと地域振興会等の地域活動を行う組織、NPO法人やボランティアなど民間の力が高まっています。また、大量に退職する団塊世代の知識と能力を活かしたまちづくりも期待されています。

このような状況から地域社会においては、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という自治の意識のもと、市民を始めとした本市に関わるさまざまな主体と行政が、地域の課題をより早くよりきめ細かく解決できるよう、互いに知恵と力を出し合い「参画・協働のまちづくり」に向けたルールづくりをすることが求められています。

*** 1 本格的な高齢社会の到来 ～3人に1人が高齢者へ～**

平成25年10月1日現在、本市の高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口割合）は、29.6%となっています。第4次魚津市総合計画の人口推計によると、平成27年度には30%を超え、近い将来3人に1人が高齢者となる見込みです。

年金等社会保障制度や介護への不安などさまざまな課題が生じます。



*** 2 防犯・防災対策は、「市民の力」「市民と行政の協力」が不可欠**

地域住民による登下校の子どもの見守り隊や、市や警察と連携して行う地区防犯組合の自主防犯パトロールなどを通して、市民の安全は保たれています。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災以降、依然として各地で地震が頻繁に発生しており、津波対策も見直されています。こうした災害時にあたっては、地域住民で構成される自主防災組織等による支え合いや助け合いが非常に重要です。阪神・淡路大震災では、倒壊家屋から救出された人の6割が、地域住民によって救出されたという報告もあります。

このように、安全で安心して生活できる地域社会を構築していくためには、「市民の力」と「市民と行政の協力」が不可欠です。

*** 3 環境問題の解決は、一人ひとりの行動と地域社会における協力から**

地球温暖化対策、ごみの減量・資源化など環境に係る課題は、私たちの日常生活にかかわるものが多く、これらを解決するためには、一人ひとりの日頃の行動の積み重ねが大切となります。さらに、地域社会において市民、市民活動団体、事業者及び市が協力して取り組むことが大変重要です。

(2) 指針の位置づけ

本指針は、魚津市自治基本条例でうたった「参画と協働を原則とするまちづくり」や、魚津市総合計画で掲げた基本理念「ふるさとを活かし、誰もが主役のまちづくり」実現のための施策である「市民参画・協働の推進」を図るため、「参画」と「協働」についての基本的な考え方を示すものです。

(3) 指針の目指すもの

魚津市では、これまでも各種計画づくりから事業の実施まで、市民活動団体、地域振興会、自治会、町内会やその他の各種団体等と連携・協力してまちづくりを進めてきました。

こうした実績をもとに、さらなる市民の自主的な活動を推進するとともに、市は、市民のもつ知恵やアイデア、技術、経験、情報などを集約し、市民の市政運営への参画機会の拡充や、協働を推進するための仕組みを市民とともに整備し、市民が主体となった自治の実現を図ることが指針の目指す姿だと考えます。

また、同時に、市民と市議会と市の執行機関の参画・協働関係や、市民相互の連携を広めていくことで、魚津市自治基本条例の前文に掲げた「だれもが健康で快適な生活をおくり続けられる活力あるまち“うおづ”」の実現につなげていきます。

《魚津市自治基本条例》では、
自治の基本原則を次のようにうたっています。

(情報共有の原則)

第5条 市民及び市は、市政に関する情報を共有することを原則とします。

(参画の原則)

第6条 市は、市民の参画を得ながら市政運営を行うことを原則とします。

(協働の原則)

第7条 市民及び市は、それぞれの果たすべき役割及び責任を担い、自主的かつ自立的に行動するとともに、協働して公共的課題の解決に当たることを原則とします。

2. 参画とは

(1) 参画の定義

市民参画とは、市民が政策、施策等の企画立案の段階から市政に主体的にかかわり、行動することをいいます。参加をさらに一步進めた、市政に主体的に関与する意味合いを込めています。

むずかしく聞こえますが、たとえば、市では計画を策定するにあたっては、説明会等を開催し、計画案について市民の意見を伺い、計画に反映させています。

市民が、まちづくりにかかわって声を上げていくことが「参画」の始まりなのです。

(2) 参画の方法

参画は、次に掲げる方法により、効果的なものを選択し、または、併用して行います。

アンケート調査の実施

多種多様な価値観を持つ市民の意向や物事の実態を把握・評価するために実施するものです。同一のテーマについて定期的にアンケート調査を行うことで、市民意識等の経年変化を見ることができます。

ワークショップの開催

あるテーマについて比較的少人数のさまざまな人たちが集まって話し合い、価値観の異なる多様な意見を積極的に交換しながら、提案をまとめるものです。現状把握、問題・課題の整理や分析、計画の方向性の提言、計画案・設計案づくりなどに適した方法です。

シンポジウム等の開催

あるテーマについての議論を深めることや意識啓発を図るために、数人の有識者がそれぞれの立場から意見を述べたり議論を交わすほか、司会者や参加者からの質問に答えるシンポジウム、フォーラム、パネルディスカッションなどがあります。

審議会等の市民委員の公募

市の事務について審査、審議、調査等を行うために、法令及び条例等に基づき設置が義務付けられている審議会や、これに類する機関である協議会等を設置する場合は、委員を公募することなどにより幅広い市民の多様な意見を積極的に反映させるようにしています。

パブリックコメントの実施

重要な施策の立案・選択・実施をする場合や各種基本計画及び条例を制定する場合に、案の段階で広く市民に内容を公表し、意見を集め、意思決定に反映させる制度です。政策決定過程での市政への参画の機会を拡大するとともに、市政における公正性の確保と透明性の向上を図ることを目的としています。



3. 協働とは

(1) 協働の定義

市民協働とは、市民と市が対等な関係で相互の立場及び特性を理解し、共通の目的に向かって連携し、かつ、協力して活動することをいいます。

協働にあたっては、基本的なルールに沿って、互いに確認し合いながら進める必要があります。

むずかしく聞こえますが、たとえば、私たち一人ひとりが、ごみの分別のルールを守らなかつたり、町内や地区の清掃も行わなかつたら、家の周りも地域の中も汚れてしまいます。そのため、町内会や地区単位でごみの分別や、清掃活動を行っています。

市民一人ひとりが、地域のために協力し合うことが「協働」の始まりなのです。

その中で市は、市民の分別したごみを収集し、資源ごみもリサイクル回収するという役割を担います。市民と市がごみ対策という共通課題を協働して解決しています。

つまり協働とは、市民をはじめとした本市にかかわるさまざまな主体と市が住みやすい魅力あるまちをつくるため、互いに知恵と力を出し合い、対等な立場で公共サービスを担うことでもあるのです。

〈西布施地区の協働例「不法投棄・粗大ゴミの回収事業」〉

谷あいの不法投棄物を、西布施地区住民と市が連携して引き上げました。魚津市では初めての取り組みです。4トントラック9台分の不法投棄物が回収されました。今後は自分たちで監視し、見守っていきます。



市民 (西布施地域振興会)

谷あいに堆積する不法投棄物の回収及び分別作業

「自治会」 地域住民への呼びかけ

「公民館」 各団体、住民との連絡調整

「環境保健衛生協議会」

作業の実施計画・作業具の手配

作業に係るクレーン、チェンソー、重機については地域企業等の協力



対等な関係
(パートナーシップで)
市民と市が協働

市 (魚津市役所)

作業経費に係る助成、不法投棄物分別指導、廃棄物の適正処理

「市地域協働課」

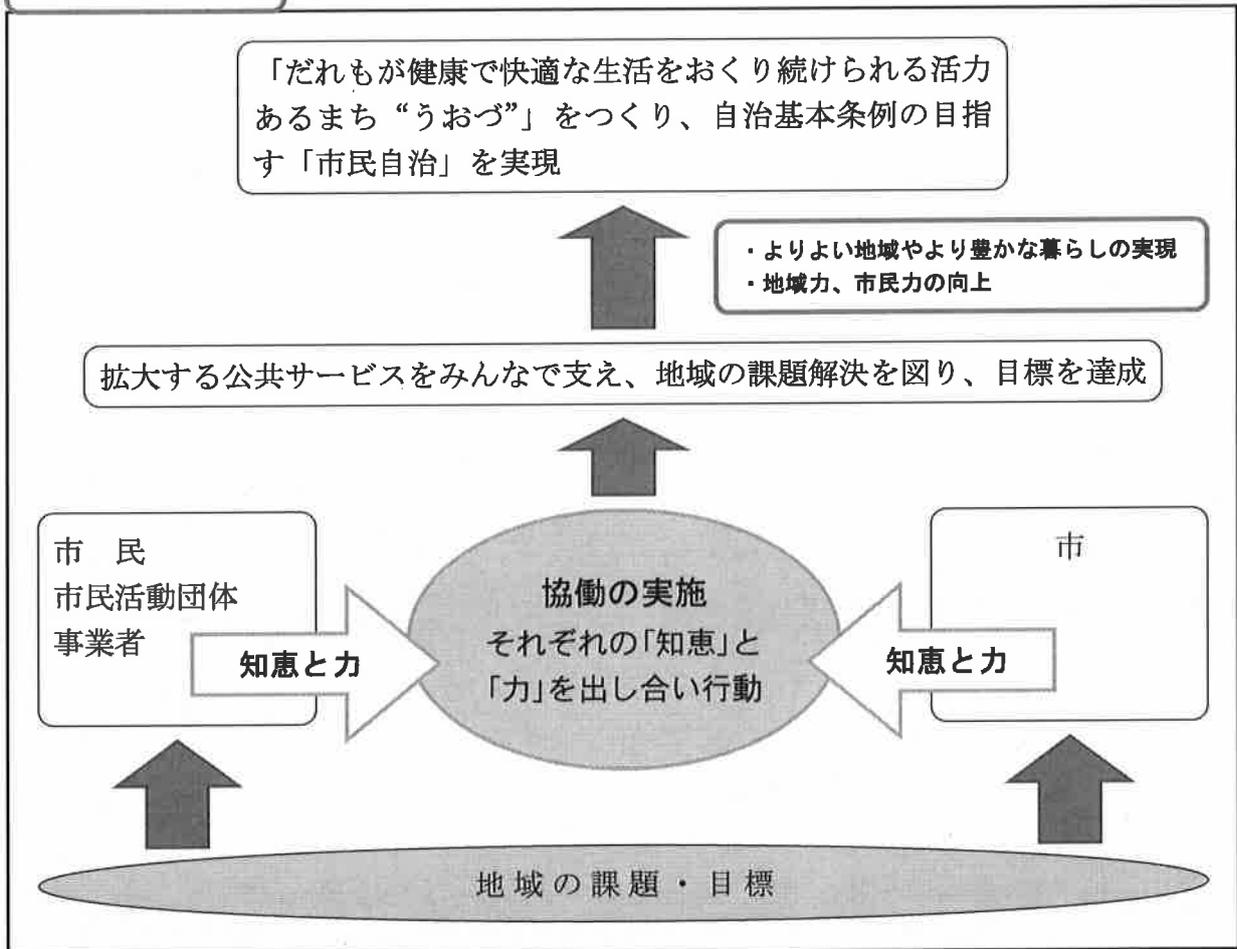
地域特性事業による経費の助成

「市環境安全課」

不法投棄物分別指導

不法投棄物の適正処理

協働のイメージ



協働は目的ではなく手法

協働は、それ自体が目的ではなく、「市民主体のまちづくりや市民によりよいサービスを提供するための取り組み手法のひとつ」です。

市民に必要なサービスには、協働で行うことが効果的な取り組みもありますが、一方で、市でなくてはできないことや、市が単独で実施した方が効果的なものもあります。また、同様に、市民でなくてはできないことや、市民が独自に行った方が効果的なものもあるので、相互のかかわり方に留意が必要です。そのことを十分踏まえた上で、協働を進めていくことが重要です。

(2) 協働の主体

協働を担う主体は、市民、市民活動団体及び事業者（以下これらを「市民等」といいます。）並びに市が想定されます。

(協働の各主体)

区 分	定 義	協働による効果
市 民	魚津市に在住・在勤・在学している人など	<p>公益的活動への参加機会が増加します。</p> <p>公共サービスの質の向上により満足度が高まります。</p> <p>地域課題を自らが解決することにより自治意識が向上します。</p>
市民活動団体 地縁型コミュニティ団体 (地縁組織)	各地区地域振興会・自治会・町内会・各種地域団体等従来から地域づくりを担ってきた地域で結びついている団体(地縁型コミュニティ/地域コミュニティ)	地縁組織の活性化が図れ、地域づくりのさらなる中心的役割を担うことができます。
志縁型コミュニティ団体 NPO等 (志縁組織)	NPO法人・ボランティア団体等の自発的な社会貢献活動を行う組織及び団体(志縁型コミュニティ)	活動機会が増加するとともに、その成果による信頼性が高まり、使命をより効果的に実現できるようになります。
事業者	一般企業・公益法人・学校法人等の組織	<p>社会貢献の意欲を活かせる機会が増加し、地域との結びつきが強化されます。</p> <p>活動実績により、事業者への理解や評価が高まります。</p>
市	市役所・教育委員会・市役所の外郭団体等の組織・議会	<p>市民ニーズに沿った公共サービスの提供が可能となり、市民主体のまちづくりにつながることができます。</p> <p>市とは異なる特性を持つ市民等の考え方や活動に触れることにより、職員の意識改革や資質向上につながることができます。</p> <p>また、事業の見直し等により効率化が図られます。</p>

*ただし、宗教活動、政治活動、法令または、公序良俗に反する活動、個人に関わる活動その他公益を害するおそれのある活動をする者、団体は含まれません。

自治会とは

同一地域の住民などが、自分たちの社会生活を自主的に運営していくためにつくった組織や、その集まりのことを言います。自治会をはじめ、地域によっては町内会などの名称で呼ばれています。

自治会とNPOの関係

「地縁組織」 地域振興会・自治会・町内会などの地域で結びついている団体であり、結束力が高く活動の継続性や動員力に優れています。

「志縁組織」 NPOやボランティア団体などの解決すべき社会的課題等を共有する団体であり、専門性が高く、柔軟性、ネットワーク性に優れています。

地域課題を解決していくためには、地縁組織と志縁組織の特徴を活かして連携・協力していく必要があります。そのためには、相互の関係を理解し、それぞれの特性が最大限に発揮できるような場の設置やネットワークの構築を図っていくことが重要です。

NPO・ボランティア団体等に期待されること

(専門的知識や情報の活用) 自らが持っている専門性・先駆性・機動性を発揮し、市民の日常的課題や社会的課題の解決に向けた取り組みを行うとともに、その専門的知識や情報、ノウハウ等をまちづくりのさまざまな機会に活用することが期待されています。

(市民への活動機会の提供) 自らの活動の趣旨や情報を積極的に発信しながら、開かれた団体運営のもとに、市民の自己実現や社会参加のきっかけを提供する役割が期待されています。

(活動の発展) 地域コミュニティや他団体と連携・協働することによって、より活動内容や機能を高め、社会貢献活動を担うことが期待されています。

(公共サービスの提供) 多様化する市民ニーズに対応するため、その専門性を活かし幅広い公共サービスを提供することが期待されています。

企業・事業者等に期待されること

(まちづくりへの参画) 地域の一員として、また企業市民として、積極的にまちづくりに参加することが期待されています。

(地域への社会貢献) ボランティア活動や環境保全活動など、企業には自ら社会貢献活動を行う役割のほか、ボランティア休暇制度を設けるなど、社員が社会貢献活動をしやすい環境を整備することが期待されています。

(地域活動・市民活動への支援) 地域振興会・自治会・各種団体等が行う地域活動や市民活動団体の活動に対して、資金的支援や人的支援のほか、持っている情報や施設、ノウハウ等を提供し、活動を支援することが期待されています。

大学・研究機関等に期待されること

地域活性化のために、企業や市、市民活動団体等と連携して、その専門的知識や技術を幅広くまちづくりに活かしたり、学生や児童生徒等に対して、地域活動に参加できる場をつくり、将来のまちづくりを担う人材を育成することが期待されています。

(3) 協働の方法

協働を行うには、次のとおりさまざまな手段があり、事業の目的や内容、期待する効果等を考慮した上で、市民等と市がそれぞれの特性や長所を活かせる、適切な方法により事業を実施します。

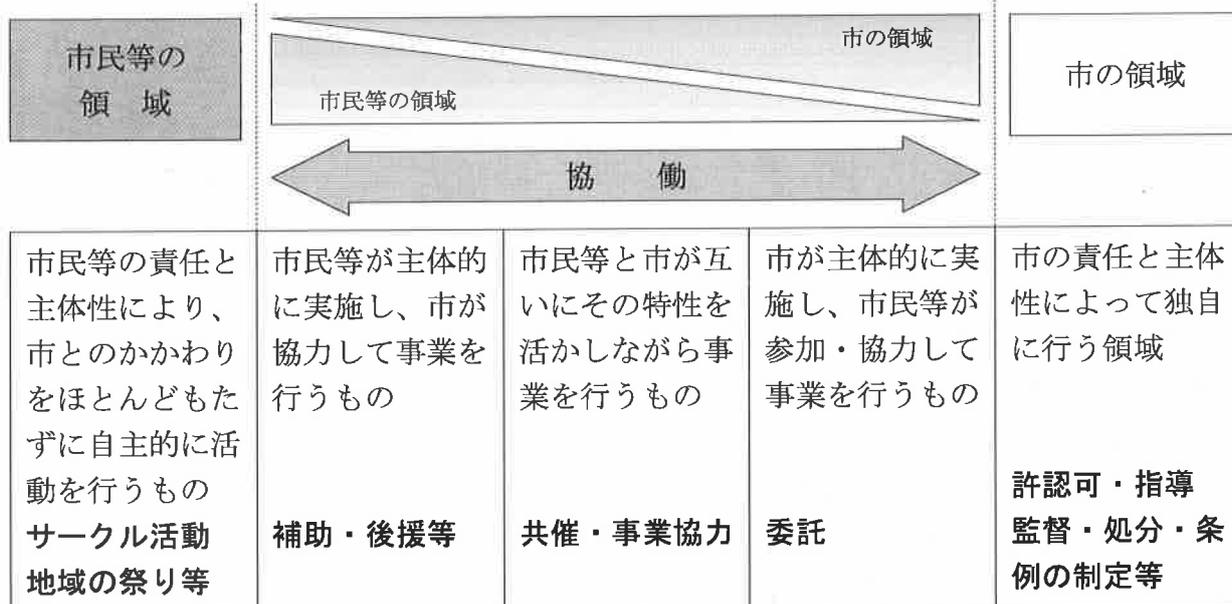
(協働の方法)

協働の方法	内 容
補助	市民等が主体的に実施する事業で、地域の課題を共有した上で、金銭等を協働のパートナーに交付・提供します。
委託	本来、市が行うべき事業ですが、市民等がもっている専門性や先駆性等の特性を活かして、よりよい成果や公共サービスが期待できるとき、業務の全部または、一部を依頼します。通常の委託契約とは違い、互いに目的を共有できる事業について意見交換し、相互の役割を尊重しながら行います。
共催	協働のパートナーと応分の実施責任を分担しながら、ともに主催者となって事業を行います。市民等がもつ知識や経験、ネットワークが活かされます。
後援	協働のパートナーが実施する公益性の高い事業について、市が後援名義の使用を承認します。事業の実施責任や成果は市民に帰属します。
事業協力	市民等と市のいずれかが実施主体となりますが、互いの目標や役割分担、責任、経費分担等を取り決め、一定期間、継続的な関係のもとで協力していきます。
その他	協働の実施方法は、相手や内容によりさまざまな組み合わせがあり、実情に応じた方法を検討します。

4. 協働の推進にあたって

(1) 協働を推進する上での基本的な考え方

事業を実施するには市民等が自主的にできる事業か、協働すべき事業か、市にしかできない事業か領域を考えることが大切です。



(2) 協働にふさわしい事業の例

次のような事業が協働に適しています。

- 対象者の実情に合わせきめ細やかで柔軟な対応が必要な事業
子育て支援、高齢者・障害者の生活支援等
 - 特定分野における専門性やノウハウを必要とする事業
男女共同参画の推進、生涯学習の推進、芸術・文化活動等
 - 地域との連携が必要で地域の実情に合わせながら進めることが必要な事業
防犯・防災活動、ゴミの減量化や環境保全活動、青少年育成活動、公園やコミュニティ施設の運営、生活に密着した道路や水路等の維持管理等
 - 状況に応じて迅速な対応が必要な事業
災害時のボランティア派遣等
- * ただし、宗教活動、政治活動、法令または、公序良俗を害するおそれのある活動は、協働の領域から除きます。

(3) 協働の意義

協働を実施することには、次のような意義があります。

① 公共サービスの向上が期待できます！

地域コミュニティの地域性、ボランティア団体・NPO法人等の柔軟性や先駆性、企業等の高度な専門性など、それぞれの特性を事業に活かすことで、市民のニーズに沿ったきめ細やかな公共サービスを効果的かつ効率的に提供することが期待できます。

② 地域の活性化につながります！

市民のニーズに沿った公共サービスを提供することにより、地域の課題解決を図ることができます。また、協働により、地域の課題を地域住民が合意形成を図りながら解決していくことで、地域の連帯感が強まり、また、地域での協力の輪が広がり、さらなる地域の活性化につながります。

③ 市民自治が実現できます！

協働を実施していく中で、市民自らが地域のことを考え、今まで以上に公益的な活動に積極的に参画し、主体的にまちづくりにかかわるようになることで、市民が主体となった自治を実現することができます。

(4) 協働の原則

市民等と市が協働して事業を行うにあたっては、次の基本的なルールに沿って、互いに確認し合いながら進める必要があります。

① 地域性の重視

各地域の文化・伝統・歴史を尊重しながら協働して事業に取り組むとともに、その活動を通して地域の活性化を図ります。

② 事業目的の共有

何のために協働して事業を行うのかという目的と、いつまでにどのような成果をあげるのかという目標を明確にし、共有します。

③ 相互理解

市民等と市それぞれの立場の違いと役割を理解するとともに、互いの特性や長所を活かして協力・連携し、信頼関係を構築します。

④ 自主・自立性

市民等と市がそれぞれの特性を活かして主体的な取り組みを行うために、互いが依存することなく、自主・自立的に活動します。

⑤ 対等な関係

互いの合意のもと、上下関係ではなく、対等な関係にある人や組織が、それぞれの能力や規模に応じた義務と責任を果たします。

⑥ 情報の共有

市民等と市は、互いの情報を共有するとともに、協働の過程を明らかにすることで、地域社会への説明責任を果たします。

5. 魚津市における市民参画と協働についての現状と課題

(1) 市民等の現状と課題

① 地域振興会（自治会・町内会）をはじめとする地縁型コミュニティ

- ・役員の高齢化や後継者不足が進んでいます。
- ・役員が1年ごとに代わり、継続した人材育成や研修が難しくなっています。
- ・アパートや新しい住宅地の新たな住民との関係づくりが進みません。
- ・高齢者世帯が増えており、空き家も増加しています。
- ・地区婦人会や青年団が無くなりつつあり、女性や若者の地域参加が減少しています。
- ・個々の市民に協働の意義をうまく伝えることができていません。

② NPO法人、ボランティア団体等の志縁型コミュニティ

- ・NPO活動に対し、市や地域住民の理解が十分に得られていません。
- ・組織運営の基盤に不安があります。
- ・テーマの違う団体とは連携する機会がなかなかありません。
- ・活動のための拠点や財源の確保が困難です。

③ 事業所（商店街、企業等）

- ・『まちの賑わいづくり』や『新しいモノづくり』に対する支援体制が確立されていません。
- ・まちづくりを進める上で、市民とどのようにかかわっていけばいいのか、きっかけづくりに困っています。

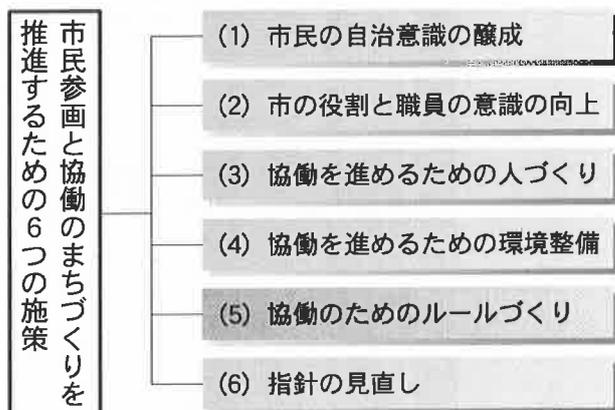
(2) 市の現状と課題

- ・団体の存在や活動実態が十分に把握できていません。
- ・職員の「参画・協働」に対する理解が進んでいません。
- ・市民等への情報提供がまだ十分ではありません。
- ・職員の地域へのかかわり方を検討する必要があります。

6. 市民参画と協働のまちづくりを推進するための施策

参画・協働のまちづくりを進めるためには、その基礎となる市民が身近な地域の課題を自らの力で解決するための意識づくりや仕組みづくり、そして公共的な施策等に市民がさまざまな段階・方法でかかわっていくシステムづくりが大切です。

そのためには、市民と市の協働意識の醸成や協働を進めるための人づくり、環境整備、ルールづくり等が必要となり、以下の6つの施策を進めていきます。



(1) 市民の自治意識の醸成

市民が、「自分たちのまちは、自分たちでつくる」という自治意識を醸成するためには、まず、自分たちのまちについて認識することが大切です。

自分たちのまちの守りたいもの、大切にしたいものについて話し合ったり、他の地域の人たち、各種団体、NPO法人、ボランティア団体等と交流したりすることによって、まちの「特色」や「課題」を見つけ出すことができます。

また、市民は、市や事業所等(企業・公益法人など)が開催する研修会やフォーラム等へ積極的に参加し、自らのまちづくりに対する知識や理解を深めることができます。

その上で「地域の課題」解決に向け、どんな事業をどう進めるかを地域でしっかり協議します。その事業が活動に向かうまでの協議が、市民力・地域力を高め、自治意識を育てる基礎となります。

仲間を集め、知恵や力を出し合い、みんなが参加したくなるオリジナリティーあふれる事業を企画・運営し、みんなが参加することにより、人びとの絆がいつそう深まります。このことにより、地域に対する愛着心が育まれ、市民の自治意識も少しずつ醸成されていくものと考えます。

具体的な取り組みの例

- ・市民は、まちづくりの研修会や交流会等に積極的に参加し、まちづくりについての理解と経験を深める。
- ・市と市民は、市広報、地域振興会だより等を活用し市民協働事業を紹介する。
- ・市は、講演会やシンポジウムの実施など、市民が参加しやすい機会を設ける。
- ・市民は、地域が必要としているオリジナリティーあふれる事業を実施することによって、より多くの人に参加してもらうよう努める。

(2) 市の役割と職員の意識の向上

市民と市が協働を推進していくためには、協働のパートナーとしての信頼関係の構築が欠かせません。市は、市の情報などを市民に公開・提供するとともに、市民から情報（住民ニーズなど）を得るよう努めなければなりません。

また、市民が市政運営に参画しやすい環境をつくり、その意見を施策や事業に活かす仕組みや市民ニーズに迅速に対応できる体制を構築する必要があります。

一方、職員は、市民から地域への積極的な参画を望まれており、協働のコーディネーターとしての役割を担うことが期待されています。

そのためには、従来からの職員応援のあり方を再検討し、新たに職員のサポート体制を構築する必要があります。

職員一人ひとりが、「自らも市民の一人である」「市民として考える」という認識をもち、自己の意識の向上に努め、地域の課題等について敏感に捉える力を養い、市と地域を調整する能力をより一層高める必要があります。

また、市は、協働を推進していくためには、市民に対する財政的な支援を行うことも必要です。従来からの公共サービスや補助金等の見直しを行うとともに、既存の制度との整合性を図りながら、市民が柔軟に対応できる新しい助成制度の確立を図ることも重要です。

具体的な取り組みの例

- ・ 条例や計画策定時のパブリックコメントの実施や、審議会、委員会の会議録を公開することにより、情報の透明性を確保する。
- ・ 全庁的な取組体制と参画と協働のまちづくり庁内推進委員会の設置を図る。
- ・ 職員サポート体制（職員応援、ワーキンググループのあり方）を検討し、地域への参画を推進する。
- ・ 職員への研修会、意識調査等の実施により職員の協働意識の向上を図る。
- ・ 市民公募型提案事業や地域特性事業の推進を図る。
- ・ 協働の視点からの既存事業の見直しや補助金の見直しを進める。

(3) 協働を進めるための人づくり

市民と市が協働してまちづくりを進めていくためには、人材を発掘し、まちづくりをコーディネートできる構想力・調整力を持つリーダーを育成することがポイントです。

市民が自ら、人材を見つけ出し、市、地域の企業、各種団体等と連携して、人づくりを進めていくことが大切です。

また、まちづくりを積極的に実践している人を紹介するなど、研修の充実を図ることにより、新たな活動への“きっかけ”づくりにつなげることも必要です。

人づくりは、慌てず、焦らず、時間をかけて、地域全体で継続的に取り組んでいくことが重要です。

具体的な取り組みの例

- ・協働に関する人材の発掘と人材情報の集約を図る。（「地域づくりサポーター制度」の設置）
- ・市民協働コーディネーターの養成講座などを開催し、人材育成に努める。
- ・女性リーダーの育成を進める。
- ・まちづくりの先進事例や実践する人を紹介するなど、研修の充実を図る。

(4) 協働を進めるための環境整備

市民と市が協働してまちづくりを進めていくために、地域振興会、自治会、町内会、各種団体、NPO法人、ボランティア団体等の活動の拠点となる施設を整備・確保することや、それら団体等の協働事業についての相談窓口を設けることが必要です。また、それぞれの団体が連携するための組織づくりを行い、地域活動等についての情報の共有化を図ることも大切です。

市民等が協働事業を積極的に進めるには、子どもから高齢者まで、市民の誰もが自由に参加することができる事業を自らが展開し、「地域の輪」を広げていくことが重要です。

そのために市民等は、市や事業者等（企業、公益財団など）からの補助金・交付金制度を活用したり、会費・参加費などにより活動資金を確保することが必要です。

また、地域は市や事業者から専門的な知識をもった人材を派遣してもらい、活動へのアドバイスを受けることもできます。

協働を進めるための「環境づくり」には、活動場所・組織づくり・資金・人材支援・情報発信などの整備に取り組んで行くことが大切です。

具体的な取り組みの例

- ・地区公民館を活動拠点として整備し、協働事業についての相談窓口を設置する。
- ・地域振興会の組織づくりと、住民が参加できる事業の展開を図る。
- ・参画と協働のまちづくり推進会議等を開催し、情報を交換する。
- ・各種メディアを活用し、情報を発信する。
- ・地域特性事業、市民公募型提案事業等の補助金を交付し、活動資金の支援を行う。
- ・地域に対し、市、事業者から人材を派遣し、協働活動へのアドバイスをする。

(5) 協働のためのルールづくり

市民と市の協働の取り組みを広げていくには、市民の参画が不可欠です。そのためには、企画、実施、評価、見直しまでのさまざまな局面での市民の自発的かつ主体的な参画を促進します。

また、中長期的な視点に立った協働の質の向上や事業の効率性、公益性の検討を行うことも必要です。

具体的な取り組みの例

- ・協働のあり方や協働事業について検証・評価する体制を確立する。
- ・参画と協働のまちづくり推進会議を設置する。
- ・各種審議会、委員会等における委員の市民公募枠を設ける。(設置目的に応じ)
- ・市民の市政への参画機会の拡充と推進を図る。

(6) 指針の見直し

本指針については、機会あるごとに周知を図り、市民の理解を深めることが必要です。指針の内容については、市民と市が継続的に実践を重ねて検証し、常に新しい視点で、社会の情勢の変化に応じて見直しを図り、より多くの市民がまちづくりに参画・協働できるよう改善に努めることが大切です。

《魚津市自治基本条例》 抜粋

(市民の権利及び責務)

第8条 市民は、市民自治の担い手として、市政に関する情報を知る権利及び市政に参画する権利を有します。

- 2 市民は、市民自治の主体者であることを認識し、市政に参画するよう努めるものとします。
- 3 市民は、参画及び協働に当たっては、自らの発言及び行動に責任を持たなければなりません。

(市長等の役割及び責務)

第13条 市長は、市民の信託に応え、市民福祉の増進を図るため、市民自治を推進するとともに、公正かつ誠実に市政を運営しなければなりません。(以下省略)

(職員の責務)

第14条 職員は、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、自らが市民の一員であることを認識し、市民自治を推進しなければなりません。(以下省略)

《魚津市自治基本条例》 抜粋

(市民参画の推進)

第18条 市は、市政への市民参画の機会を保障するため、制度の充実に努めなければなりません。

- 2 市長等は、附属機関その他これに類するものについて、その設置の目的等に応じ、委員を公募することなどにより、幅広い市民の参画を図るものとします。
- 3 市は、重要な政策の意思決定過程における市民参画の機会の拡大を図るため、広く市民の意見を聴くものとします。

(協働の推進)

第20条 市は、協働を推進するための仕組みを整備しなければなりません。

- 2 市は、協働を推進するため、必要な情報の収集及び提供、交流の支援、相談及び研修を行う機会の確保等の市民が自ら学び、考えることができる環境づくりに努めなければなりません。
- 3 市は、協働の推進に当たっては、市民の自発的な活動を支援するよう努めるものとします。この場合において、市の支援は、市民の自主性及び自立性を損なうものであってはなりません。

(地域における市民自治の推進)

第25条 市民は、町内会、自治会、地域振興組織等の地域における多様なつながりを基礎とした地域コミュニティ及び自主的に形成された市民団体（以下「地域コミュニティ等」といいます。）が、地域の課題解決及び相互に連携して行う地域活動に参加し、又は協力するよう努めるものとします。

- 2 地域コミュニティ等は、自らの行動に責任を持ち、自主的かつ自立的な活動を通じて地域における市民自治の推進に努めるものとします。

(地域コミュニティ等の尊重)

第26条 市は、地域コミュニティ等の役割並びにその活動の自主性及び自立性を尊重しながら、地域コミュニティ等にかかわる施策を推進します。

7. 市民参画と協働のまちづくりへの具体的な取り組み

(1) 地域振興会組織の確立と地域コミュニティの推進

① 目的

「自分たちのまちは自分たちでつくる」という自治意識をもち、地域の課題を市民自らが解決し、地域にあったまちづくりを実現するため、地区の自治組織、女性組織、高齢者組織、体育振興組織、文化振興組織、福祉組織等の地縁組織が連携・協力した組織の設立が必要です。その組織が地域ニーズや地域の声が活かせるよう意見を交換し、防災・防犯対策や環境問題等地域で対応すべき事業を自主的に協力し合って取り組むことを推進します。また、より豊かな地域社会を形成するために、人材、伝統・文化、観光資源等の地域資源の発掘・活用に取り組むことを進めます。

② 概要

ア. 地域振興会組織の設立

地域では、従来から単位自治会、町内会、地区女性の会（婦人会）、地区社会福祉協議会、地区体育振興会、地区文化振興会等の団体がそれぞれの設立目的に沿って、それぞれの活動を展開しています。

地域の身近な課題を解決し、地域にあったまちづくりを実現するためには、それぞれの団体が個別に解決するよりも、地区全体で意見を出し合い、連携・協力していく方がより地域住民の要望に的確に 대응できると考えます。それを実現するための取りまとめ組織として「地域振興会」を設立し、地域コミュニティの形成を推進します。

イ. 設立の単位及び拠点施設

13地区ごとに地域振興会を設立し、市内13地区公民館にコミュニティ機能を併設し、まちづくりの拠点施設とします。（図－1）

市は地域の実情に応じた住民主体の組織にまとまるよう支援し、会則、組織構成、事業計画、予算等について助言します。

ウ. 地域振興会の組織図（図－2・図－3）

構成は単位自治会や町内会、地区女性の会（婦人会）、地区社会福祉協議会、地区体育振興会や地区文化振興会等で構成されますが、地域に根ざした専門性のある地縁組織は、地域の考えにより、地域振興会の中に組み入れられ専門部会として活動したり、行事ごとに実行委員会をつくりその中に入って連携して活動するなど、その形態は地域に適した組織に編成します。

エ. 地域振興会が協働事業を考える流れ（図－4）

地域住民が協働事業を協議する過程が、地域コミュニティを活性化します。

オ. 地域振興会・市・その他の協働の主体の関係図（図－5）

③ 計画年度及び実施予定内容

計画年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度～
実施予定内容	各地区順次組織編成	全地区実施	継続

図-1

公民館のコミュニティ機能併設のイメージ

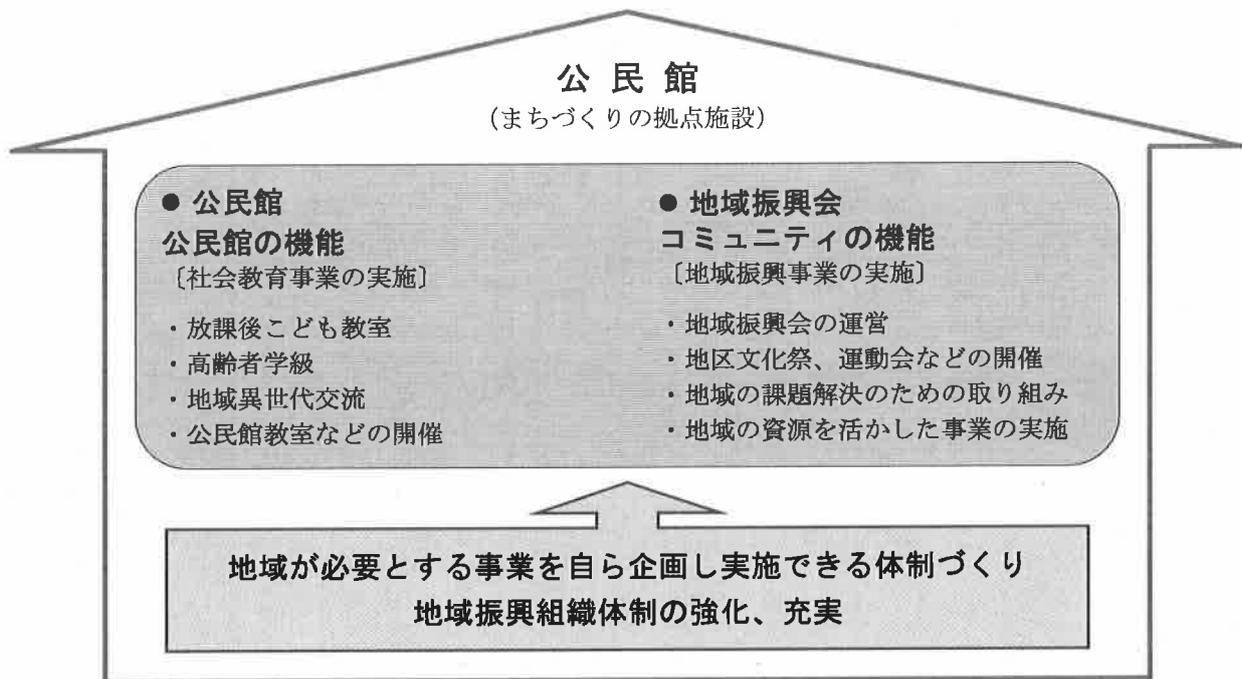


図-2

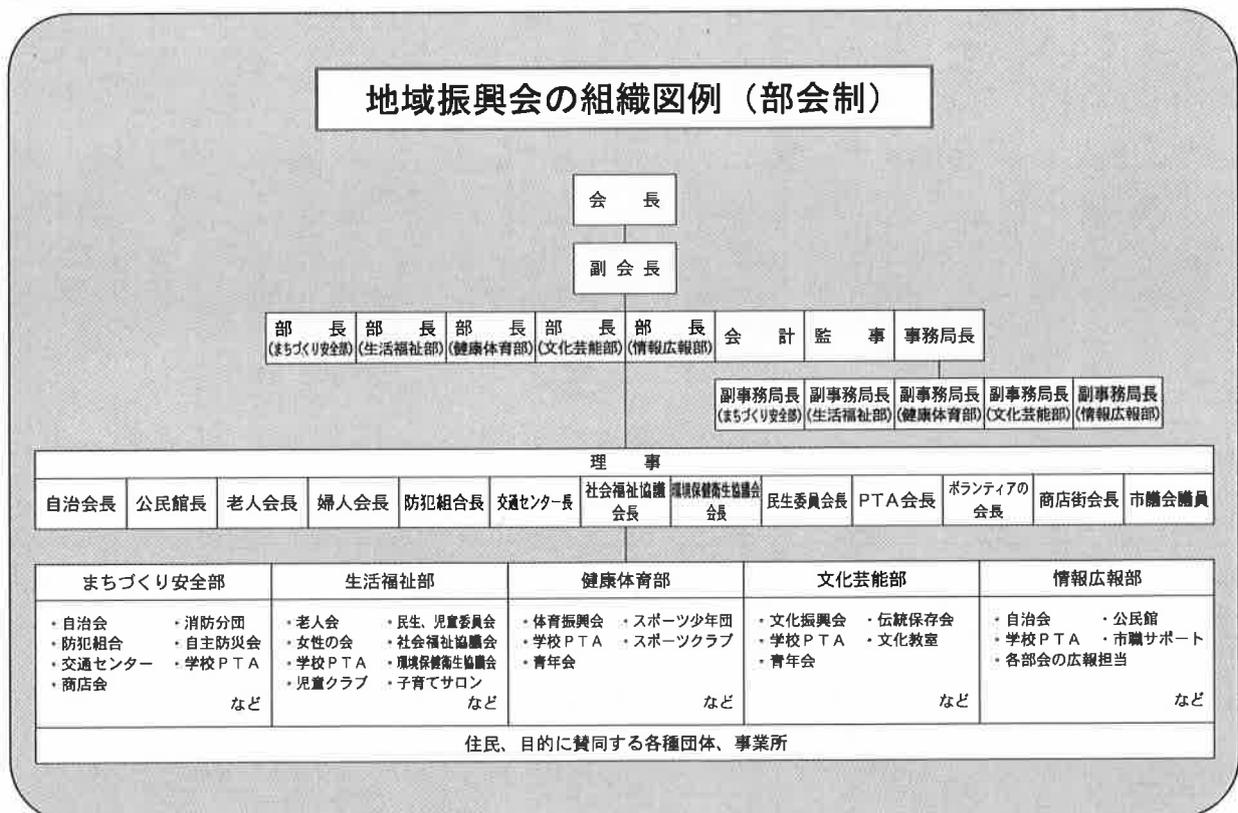


図-3

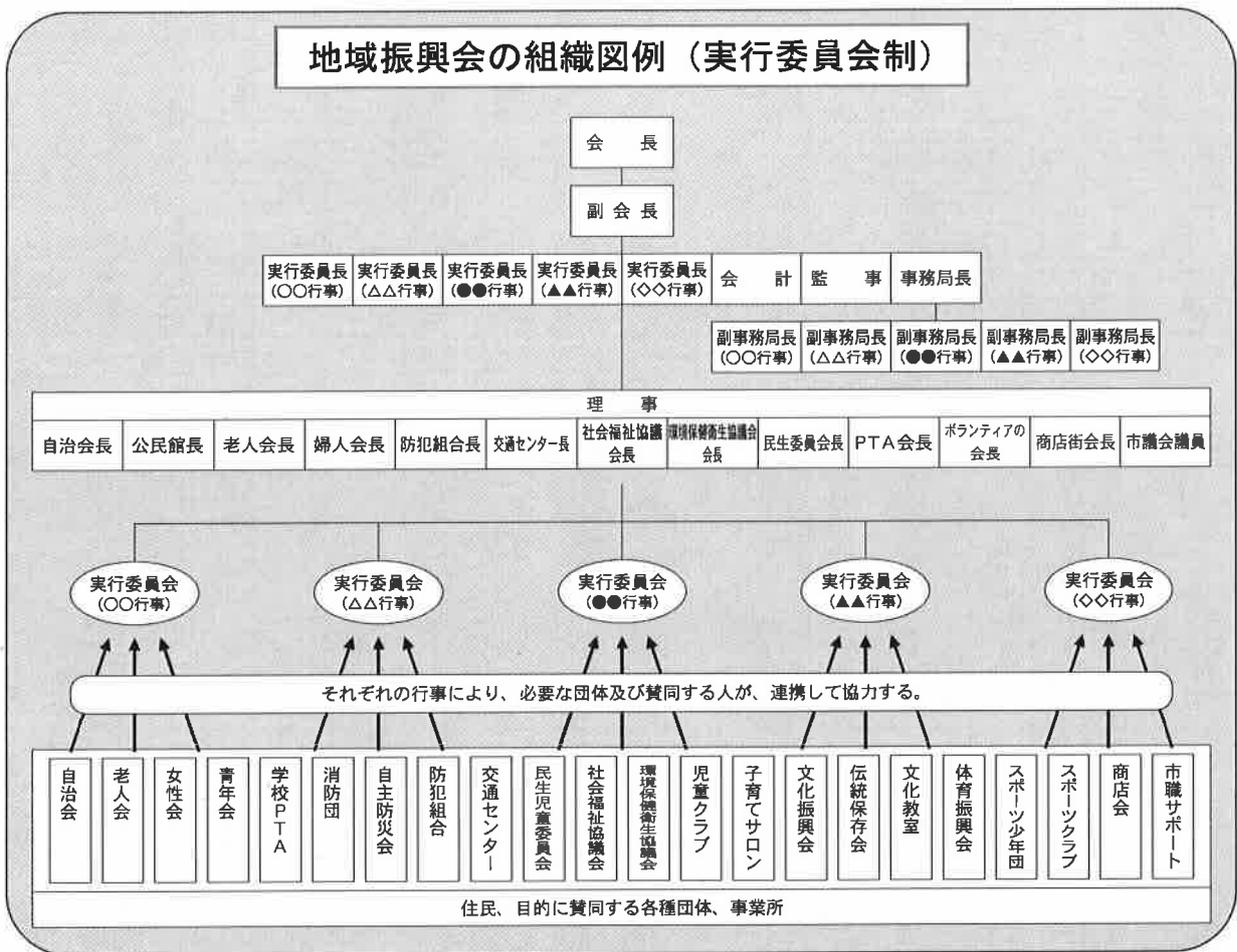
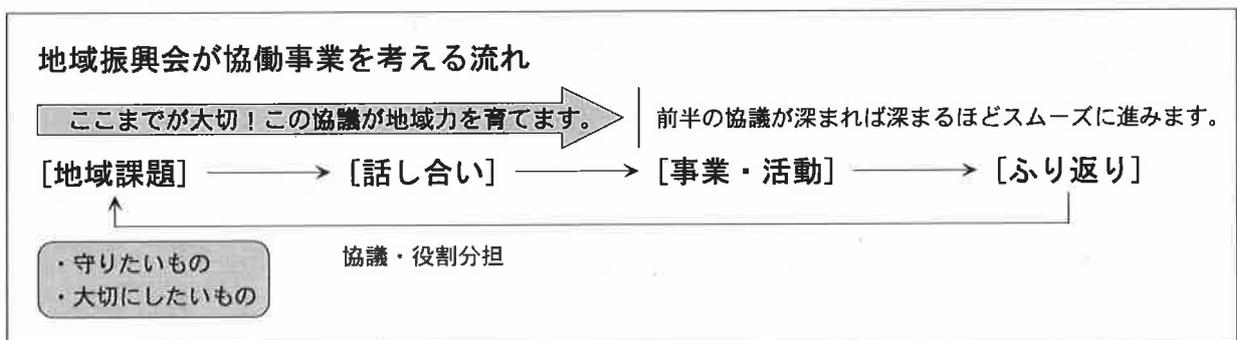


図-4



○「何をやるか」ではなく、「何ができるか」「どう進めるか」が重要です。

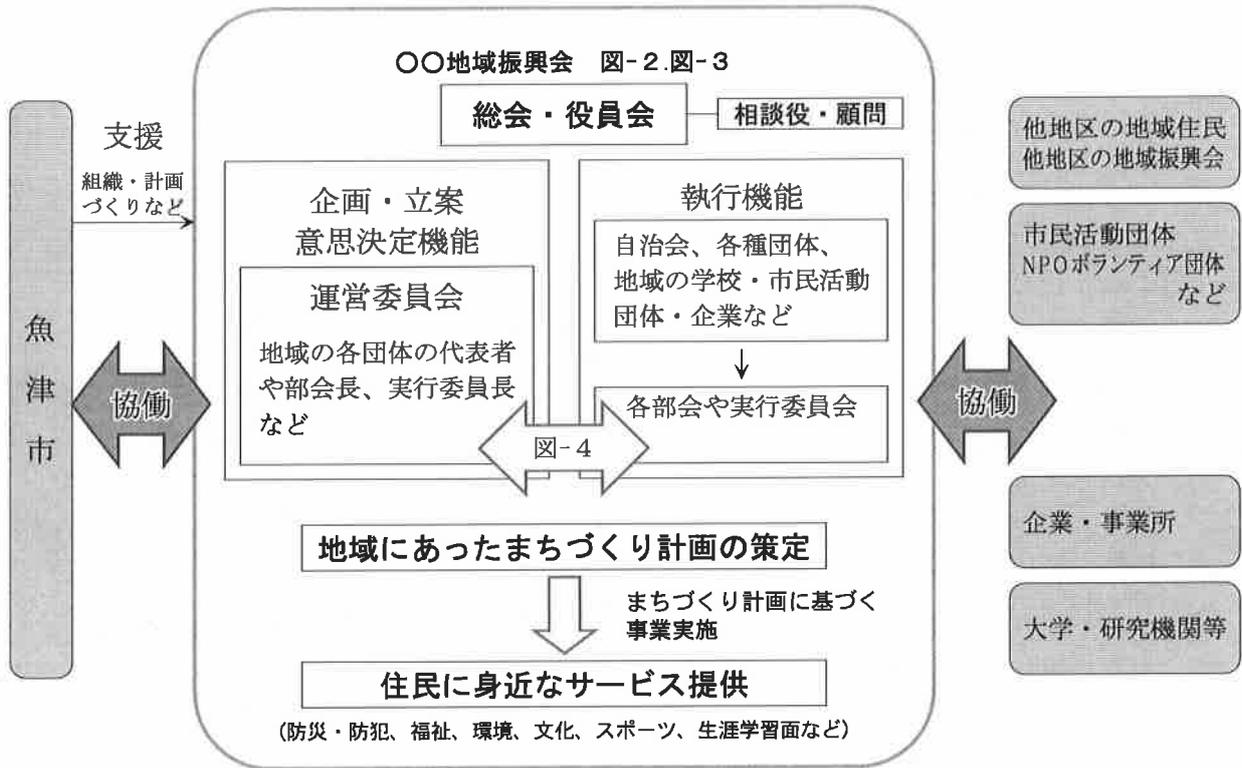
事業活動そのものではなく、事業活動までをどう展開するか。しっかり、地域で協議することが大切です。

○協議が育む住民力・地域力

その事業が実施されるまでの過程が大事です。「住民だけでできる事業か」「市と協働すべき事業か」「市にしかできない事業か」を住民自ら考え協議します。このことが市民力・地域力を育て、地域コミュニティを活性化します。

図-5

地域振興会・市・その他の協働の主体との関係図



(2) 市民の協働への意識醸成と地域における人材育成

① 目的

協働を実現するためには、市民も社会の構成員として「自立した意識」をもつことが大切です。このことから、市は市民の自治意識を高めるための啓発を行うとともに、地域が地縁組織や市民活動団体、企業等と相互に連携を強め意見交換できる場の設置やネットワークの構築を図ることを支援します。

また、市民が主体的に協働をコーディネートできるよう人材の育成と確保に努めます。

② 概要

ア. 協働に係る意識啓発

協働への基礎的な知識や、相互理解を深めるための啓発等を行います。

○まちづくりフォーラム等公開講座の開催

イ. 協働に係る人材育成

協働を進めるためには、市民協働コーディネーター等の人材育成が重要なことから研修会や養成講座等の充実を図ります。

○市民協働コーディネーター養成講座の開催

ウ. 協働に関する「地域づくりサポーター制度」の設立

地域づくりに参加できる人に登録してもらい、地域活動が盛んになるよう支援します。

○人材情報の集約を図ります。

③ 計画年度及び実施予定内容

計画年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度～
実施予定内容	公開講座 コーディネーター養成 講座の実施	継 続	継 続
		地域づくりサポーター 制度の設立	継 続

(3) 職員の意識の向上

① 目的

協働を推進するにあたっては、職員が「協働」についてしっかり認識し、パートナーとなる市民の活動を理解し、互いの果たすべき役割を適切に分担しながら、協働を実践していくことが重要です。

このことから、職員一人ひとりが、協働のまちづくりを市民とともに担うという意識を持ち、常に市民の視点から地域・社会的課題を考えていくことが必要となります。

また、職員は協働のまちづくりのために地域への積極的な参画と市と市民をつなぐ役割を担うことが期待されています。

そのためには、協働や市民の活動に関する基礎的知識を身につけることにより、職員としての意識を一層高めていく必要があります。

② 概要

○協働に関する職員研修の充実

公共サービスを協働という考え方で捉え、市民と連携していく能力及び協働をコーディネートできる能力等を養成するため、職員研修の充実を図ります。

③ 計画年度及び実施予定内容

計画年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度～
実施予定内容	職員研修の実施	継 続	継 続

(4) 市民の市政への参画機会の拡充と推進

① 目的

市民生活に密接に関連する重要施策について意思形成の過程から評価の段階に至るまで、市民がさまざまな形で市政に参画し、その意見を反映するため、市民の市政への参画機会の拡充と推進を図ります。

② 概要

ア. 各種審議会、委員会等における市民委員公募の実施

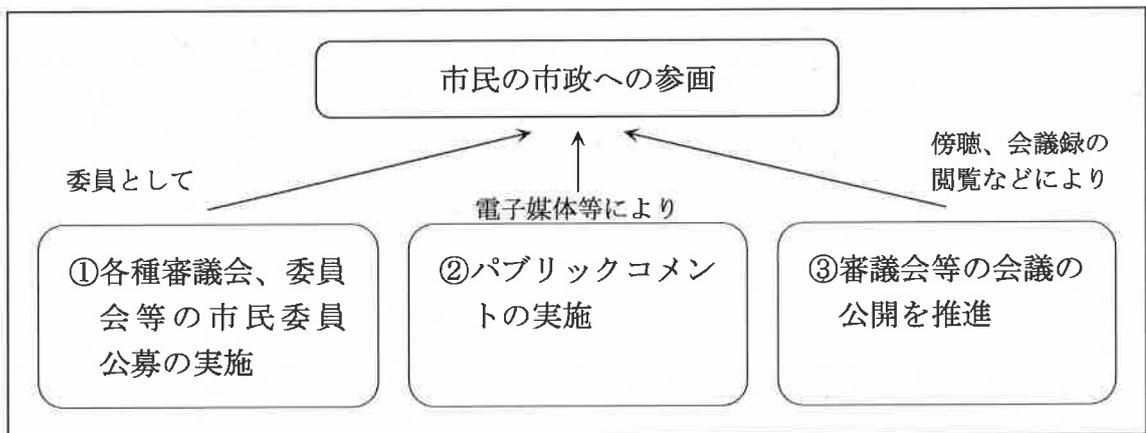
応募の要件や人数等、審議会等の市民委員の公募について要綱に基づき実施し、市民参画の機会の拡充を図ります。

イ. パブリックコメントの実施

パブリックコメント、いわゆる市民の意見募集手続きを要綱に基づき実施し、施策の案に対する市民の意見、情報、専門的な知識等の募集により、意思決定を行うための参考とします。

ウ. 審議会等の公開の推進

審議会等の会議の公開を要綱に基づき実施し、会議公開による開かれた市政を推進することにより、市民の意見、専門的知見等の市政への反映を促進します。



③ 計画年度及び実施予定内容

計画年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度～
実施予定内容	市民委員の公募 パブリックコメントの実施 審議会等会議の公開推進	継続	継続

(5) 地域特性事業の実施

① 目的

「自分たちのまちは自分たちでつくる」という自治意識をもち、市民自らが地域の課題を解決し、地域にあったまちづくりを実現するために地域振興会と市とがそれぞれの役割と責任を認識した協働のまちづくりを進めていきます。

② 概要

地域課題を解決し、地域にあったまちづくりを実現するために、地域振興会自らが地区の目標を定め、事業計画等に従って事業を実施します。

ア. 実施主体 地域振興会

校下地区自治会を単位とし、地域の身近な課題の解決と、地域にあったまちづくりを実現するため、自治会や地域の各種団体が連携・協力する組織です。地域振興会は、地域を経営していくような組織となることが望まれます。

イ. 事業内容

<まちづくり計画の策定>

地域振興会は、地域をどのようなまちにしたいかという将来像（目標）や方向性を定めたまちづくり計画を策定します。（設立当時等、策定が難しい場合は、地域振興会の設立趣旨等が将来像や目標となります。）

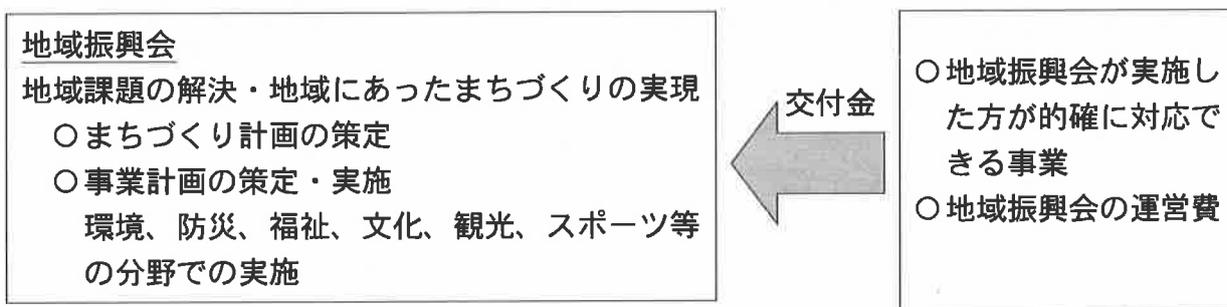
<事業計画の策定・実施>

まちづくり計画に沿って、優先順位や実施年度を決めて事業計画を定め実施します。

<交付金制度>

地域振興会が実施した方が的確に対応できる事業及び地域振興会の運営費について、交付金化を目指します。

交付金事業については、市と協議した上、地域振興会は自主性と創意工夫により事業を実施します。



③ 計画年度及び実施予定内容

計画年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度～
実施予定内容	可能な地域から事業実施	継続	継続

(6) 市民公募型提案事業の実施

① 目的

私たちのまち“うおづ”を自分たちでつくるため、市民が、自由な発想を活かして公益的、社会貢献的な事業を実施することに対して支援を行います。

市民、自治会、市民活動団体及び事業者等から、公共的課題を解決するための事業やまちの魅力を高めるための事業の提案を公募し、選考委員会でのプレゼンテーションにより、採択事業を決定します。提案団体と市が、ともに公共サービスの担い手となり、協働で事業を実施します。

② 概要

ア. 提案の公募	市民活動団体等から地域課題を協働して解決するための具体的な事業提案を募集し、学識経験者等で構成する選考委員会で審査・採択します。
イ. 提案できる事業	公益的及び社会貢献的な事業であって、協働で取り組むことで地域課題や社会的課題が解決される事業等であり、提案の分野や規模について特に制限はありません。新たな事業の提案だけでなく、市が行っている事業に関する提案も対象になります。
ウ. 提案された事業の具体化	選考された事業提案については、所管する部署が仲介しながら、提案者と市の関連部署とで調査を行い、事業実施に向け協働により解決する課題や目的・目標を確認します。
エ. 役割分担の確認	事業を実施する上で提案者と市がどのような業務を行うか等、具体的な役割分担を協議します。
オ. 協働事業の実施	提案者と市が業務の役割分担に基づき事業を実施します。役割分担を協定書等で確認し、協働にふさわしい実施方法により事業を行います。
カ. 協働事業の評価	事業実施後、双方で確認した目的や目標が達成できたか事業評価を行います。

③ 計画年度及び実施予定内容

計画年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度～
実施予定内容	市民公募型提案事業の実施	継続	継続



魚津音組
『みんなムービー制作事業』



特定非営利活動法人つむぎ
『独り暮らし高齢者の会食・交流事業』

(7) 情報共有化のための各種メディアの活用による情報発信

① 目的

「参画・協働」を推進するためには、市民と市の相互の信頼関係が構築されていなければなりません。そのためには、地域コミュニティ等は、活動の内容やイベント情報など、市は、施策の方針や事業の内容など、それぞれの情報を公開することにより、情報の共有化を図り、市民が、地域活動に関する情報を手軽に取得できるよう、各種メディアの活用を通じて情報発信を行います。

② 概要

市民が、地域活動に関する情報を手軽に取得するためには、地域コミュニティ等や市が、情報を積極的に提供することが必要です。情報化社会となり、インターネット等が、市民に身近なものとなり、情報が手軽に取得できるようになってきています。

地域活動をする人やこれから参加したいと考えている人に対して、広報誌、ホームページ、ケーブルテレビなどの各種メディアを活用して、地域活動に関する情報を提供する環境づくりを、地域コミュニティ等と市が協働して行います。

ア. 地域コミュニティ等の活動内容やイベント情報を収集し、発信します。

地域コミュニティ等は、市民や市に対して、広報誌・ホームページを通じて、活動内容やイベント情報を提供していきます。

市は、地域コミュニティ等から提供された情報をまとめ、市の広報・ホームページやケーブルテレビを活用して情報を発信します。

イ. 市の施策の方針や事業の内容を公開します。

市は、「参画・協働」に係る施策の方針や協働事業の計画、内容について、市の広報・ホームページやケーブルテレビを活用して情報公開します。

③ 計画年度及び実施予定内容

計画年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度～
実施予定内容	広報、ホームページ、ケーブルテレビで市の施策や方針、事業内容の公開	地域コミュニティ等の活動内容、イベント情報の収集発信	継 続

*「地域コミュニティ等」とは

町内会、自治会、地域振興組織等の地域における多様なつながりを基礎とした地域コミュニティ及び自主的に形成された市民団体を合わせて「地域コミュニティ等」といいます。

(8) 参画と協働のまちづくり推進会議と庁内推進体制

① 目的

市民との参画と協働によるまちづくりを積極的に推進するためには、市(市役所)内部において方針の徹底、情報の共有、庁内連携の促進を図る必要があることから、全庁的に「参画・協働」を推進する体制の整備に取り組みます。

また、「参画・協働」の推進と検証する組織の設置に取り組みます。

② 概要

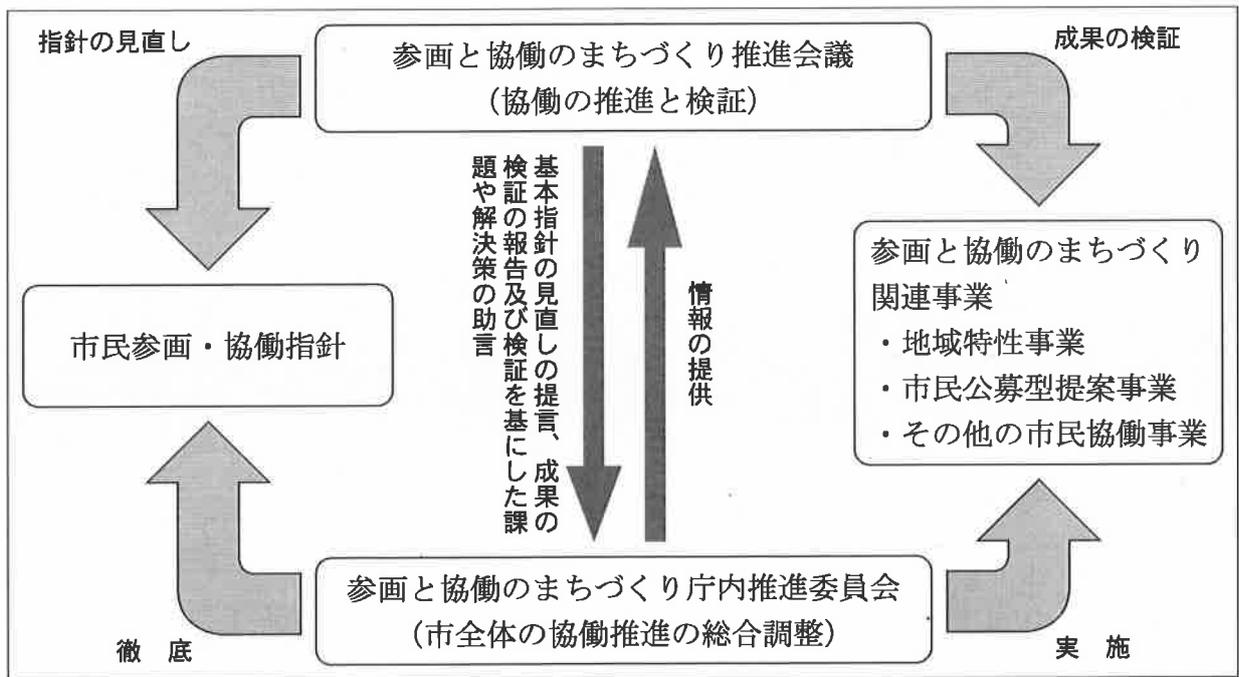
ア. 参画と協働のまちづくり推進会議の設置

学識経験者、公募委員等の市民で構成される「参画と協働のまちづくり推進会議」を設置し、推進会議での協働の検証等を協働事業に活かしていくとともに、広く市民に情報を提供していきます。

イ. 参画と協働のまちづくり庁内推進体制

市は、市民の自主的・主体的なまちづくりを推進し、市民と市の協働によるまちづくりを推進するため「参画と協働のまちづくり庁内推進委員会」を設置し、庁内の連携強化に取り組んでいきます。

庁内推進委員会では、市民参画・協働指針の徹底や、参画と協働のまちづくり関連事業の実施のほか、市全体の協働推進の総合調整に取り組みます。



③ 計画年度及び実施予定内容

計画年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度～
実施予定内容	庁内推進委員会と推進会議の設置	継続	継続

資料編

■魚津市市民参画・協働指針の策定までの経過■

【策定体制】

魚津市市民参画・協働指針は、下記の「市民会議」と、市の関係課で組織した「庁内検討委員会」における検討のもと策定されました。

【魚津市市民参画・協働指針策定市民会議委員一覧】

(敬称略、順不同)

学識経験者	○	おく 奥	の 野	たつ 達	お夫	福光美術館 館長
市民活動団体等		もり 森	うち 内	ゆう ゆ	子	ミュージカルカンパニーWOZ
企業関係者		わか 若	ばやし 林	ただ 忠	し 嗣	魚津商工会議所
地域振興会		おか 岡	もと 本	やす 安	かつ 克	大町地区
地域振興会		あさ 朝	の 野	しょう 彰	じ 二	村木地区
		あみ (網)	い 井	とし 俊	のぶ 信)	
地域振興会		むら 村	かみ 上	とし 俊	き 樹	下中島地区
地域振興会		み 三	わ 輪	いち 一	ろう 郎	上中島地区
地域振興会		とみ 富	かわ 川	しげ 茂	き 樹	松倉地区
地域振興会		ばん 馬	ば 場		ひとし 均	上野方地区
地域振興会		よね 米	ざわ 澤	けん 賢	たろう 太郎	本江地区
地域振興会		こ 小	ばやし 林	よし 義	お夫	片貝地区
地域振興会		やま 山	もと 本	つぎ 次	お雄	加積地区
地域振興会		おお 大	さき 崎		いさむ 勇	道下地区
		(川)	と 戸	しん 真	じ 二)	
地域振興会		たか 高	せ 瀬	ちゅう 忠	じ 次	経田地区
地域振興会		なか 中	だ 田		すすむ 進	天神地区
地域振興会		ふじ 藤	もり 森	よし 芳	のり 憲	西布施地区
公募市民		うめ 梅	つぐ 次	けい 慶	こ子	公募委員
公募市民		くぼ 窪	た 田	ま 真	ゆみ 弓	公募委員
行政関係者		おき 沖	もと 本	きく 喜	くお 久雄	企画総務部長
行政関係者		やま 山	もと 本	ふ 芙	まき 紀子	民生部長
		うち (内)	やま 山	み み	ゆき ゆき)	

○委員長、()内は前任者

【魚津市市民参画・協働指針策定庁内検討委員会】

庁内検討委員会は、企画総務部長を座長とし、民生部長、産業建設部長、教育委員会次長、企画政策課長、総務課長、財政課長、社会福祉課長、環境安全課長、健康センター所長、商工観光課長、農林水産課長、建設課長、生涯学習・スポーツ課長で組織しました。

【魚津市市民参画・協働指針策定市民会議の開催経過】

会 議	開 催 日 時	会 議 の 内 容
第 1 回	平成24年 9 月 25 日	①委員への委嘱状の交付 ②指針策定の方針・体制等の説明 ③「まちづくりとは？」講演 ④全般的な意見交換
第 2 回	平成24年10月30日	①指針策定までのスケジュール説明 ②2012魚津市まちづくりフォーラムの開催説明 ③参画・協働の意義と事例紹介 ④ワークショップの進め方について意見交換
第 3 回	平成25年 2 月 18 日	①参画・協働指針素案の検討
第 4 回	平成25年 3 月 7 日	①参画・協働指針素案の検討 ワークショップ 〈1〉テーマ「協働を進めるための人づくり」
第 5 回	平成25年 4 月 23 日	①前回のテーマについてのまとめ ②参画・協働指針素案の検討 ワークショップ 〈2〉テーマ「協働を進めるための環境づくり」 ③2013魚津市まちづくりフォーラムの開催日の案内
第 6 回	平成25年 7 月 2 日	①前回のテーマについてのまとめ ②参画・協働指針素案の検討 ワークショップ 〈3〉テーマ「市民の自治意識の醸成」 ③今後の指針策定までのスケジュール説明
第 7 回	平成25年12月19日	①参画・協働指針素案の検討 ②今後のスケジュール
第 8 回	平成26年 3 月 18 日	①パブリックコメントの実施結果 ②参画・協働指針素案の最終確認

【市民会議ワークショップと会議の様子】



■ **すでに始まっている「市民協働」**（地域特性事業から） ■

「市民協働」とは新しい言葉、何か全く新しい活動をしていこうというのではなく、これまでの地域活動や市民活動などの延長線上にある取り組みです。

すでに市民にとって身近な分野、関心のある分野からあちこちで始まっています。



大町地区(独居老人宅へ花鉢配布事業)



村木地区(七夕祭り事業)



下中島地区(伝説紙芝居事業)



上中島地区(升方城跡遊歩道整備事業)



松倉地区(坪野小学校創校30周年記念誌発行事業)



上野方地区(「かみがた地域の花壇」整備事業)



本江地区(梨の花見茶会事業)



片貝地区(簡易水道配管補修事業)



加積地区(かづりん事業)



道下地区(道下マップ作成事業)



経田地区(経田駅リフレッシュ事業)



天神地区(天神の歴史みて歩き事業)



西布施地区(道路花壇整備事業)

今後は、こうした個々に活発に行われている「市民協働」の活動を、安定性・発展性や社会的評価、団体同士の横のつながり、市との連携など、協働推進の基盤となる部分を強化することで、さらに大きく発展するよう支援します。みんなで「知恵」を出し合い、「地域の絆」によるまちづくりへ歩み出しましょう。